

# 会則改定箇所

改正後	現行
<p>第2章 役員 (役員)</p> <p>第4条 本会に次の役員をおく</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 5名以内 (3) 学校選出役員 3名 (4) 常任委員 45名以内 (5) 監事 若干名</p> <p>(役員の選出)</p> <p>第5条 会長、副会長、監事は、役員選考委員会によって推薦し、役員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 学校選出役員は、校長、教頭、事務長とする。 3 その他の役員は、会長が委嘱する。</p> <p>(役員選考委員会)</p> <p>第6条 前条に定める役員選考委員会は、地域性に配慮しつつ次の者によって構成することとし、その選任については、<b>役員会</b>において承認を受けることとする。</p> <p>(1) <b>副会長・常任委員及び代議員のうち、会長が選出した6名</b></p> <p>2 役員選考委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、議長の任にあたる。</p> <p>(常任委員会)</p> <p>第12条 常任委員会は、会長、副会長、学校選出役員、常任委員をもって構成することとし、<b>必要に応じて会長が招集する。</b></p> <p>2 常任委員会は、本会の執行機関として、会務を遂行する。 3 常任委員会に次の常任部会をおき、常任委員はいずれかの部会に所属する。</p> <p>(1) 総務部会 (2) <b>進路研修部会</b> (3) 環境部会 (4) <b>広報部会</b></p>	<p>第2章 役員 (役員)</p> <p>第4条 本会に次の役員をおく</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 6名以内 (3) 学校選出役員 3名 (4) 常任委員 50名以内 (5) 監事 若干名</p> <p>(役員の選出)</p> <p>第5条 会長、副会長、監事は、役員選考委員会によって推薦し、役員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 学校選出役員は、校長、教頭、事務長とする。 3 その他の役員は、会長が委嘱する。</p> <p>(役員選考委員会)</p> <p>第6条 前条に定める役員選考委員会は、地域性に配慮しつつ次の者によって構成することとし、その選任については、代議員会において承認を受けることとする。</p> <p>(1) 代議員のうち、会長が選出した3名 (2) 副会長及び常任委員のうち、会長が選出した3名</p> <p>2 役員選考委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、議長の任にあたる。</p> <p>(常任委員会)</p> <p>第12条 常任委員会は、会長、副会長、学校選出役員、常任委員をもって構成することとし、会長が招集する。</p> <p>2 常任委員会は、本会の執行機関として、会務を遂行する。 3 常任委員会に次の常任部会をおき、常任委員はいずれかの部会に所属する。</p> <p>(1) 総務部会 (2) 進路部会 (3) 環境部会 (4) 研修部会 (5) 広報部会</p>
<p>※部会合併のため</p>	

4 各常任部会の所管する会務は、次のとおりとする。

(1) 総務部会

- ア) 各種会議の運営に関する事
- イ) 規約等の整備、改正に関する事
- ウ) 役員の親睦に関する事
- エ) ホームページの管理に関する事
- オ) 学校行事の支援に関する事など

(2) 進路研修部会

- ア) 進路に関する学校事業への協力に関する事
- イ) 研修活動に関する事など
- ウ) 他校（県外進学校）との交流に関する事など

(3) 環境部会

- ア) 通学環境・学習環境の整備、改善に関する事

- イ) 補導活動に関する事など

(4) 広報部会

- ア) 広報紙の発行に関する事
- イ) その他の広報活動に関する事など

※部会合併による会務内容変更

5 常任部会の部長は、会長が委嘱することとし、常任部会の副部長は、部長が委嘱する。

6 会長は、特別な事項について必要あるときは、常任委員を構成員とした特別部会を設けることができる。

4 各常任部会の所管する会務は、次のとおりとする。

(1) 総務部会

- ア) 各種会議の運営に関する事
- イ) 規約等の整備、改正に関する事
- ウ) 役員の親睦に関する事
- エ) ホームページの管理に関する事
- オ) 学校行事の支援に関する事など

(2) 進路部会

- ア) 進路に関する学校事業への協力に関する事
- イ) 他校（県外進学校）との交流に関する事など

(3) 環境部会

- ア) 通学環境・学習環境の整備、改善に関する事

- イ) 補導活動に関する事など

(4) 研修部会

- ア) 研修旅行に関する事
- イ) 集合研修活動に関する事など

(5) 広報部会

- ア) 広報紙の発行に関する事
- イ) その他の広報活動に関する事など

5 常任部会の部長は、会長が委嘱することとし、常任部会の副部長は、部長が委嘱する。

6 会長は、特別な事項について必要あるときは、常任委員を構成員とした特別部会を設けることができる。